

協会けんぽの平成24年度決算と
収支見通し（平成25年7月試算）について

○ 協会けんぽ（医療分）の平成24年度決算と収支見通し （平成25年7月試算）について・・・・・・・・・・	1
○ 平成24年度の協会けんぽの決算見込み （協会会計と国の特別会計との合算ベース）・・・・・・・・	9
○ 協会けんぽ（医療費）の5年収支見通し（機械的計算） （平成25年度～平成29年度） ー平成25年7月試算ー・・・・・・・・・・	15
○ 参考資料・・・・・・・・・・	39

協会けんぽ（医療分）の平成 24 年度決算と
収支見通し（平成 25 年 7 月試算）について
（概要）

○ 試算の経緯等

- ・ 「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した 5 月 24 日に「協会けんぽの財政基盤を強化するための緊急要請」で申し上げたとおり、今回の改正は、現行の協会けんぽに対する財政特別措置を 2 年間延長するという当面の対応であり、協会けんぽの赤字財政構造は何ら変わっていません。
- ・ 協会けんぽの財政基盤の強化のために、協会けんぽに対する国庫補助割合を法律の上限である 20% まで引き上げるとともに、高齢者医療の負担の在り方の見直し、医療費の支出面に着目した制度改革の実現が急務です。
- ・ 協会けんぽとしては、国及び政府に対して、一刻も早く、これら制度全体の見直しの実現を強く望みます。
- ・ この概要では、今般まとまりました協会けんぽ（医療分）の平成 24 年度決算と、これを足元として一定の前提のもとに機械的に試算した平成 25 年度から平成 29 年度までの収支見通しを、医療保険制度の見直しのための基礎資料としてお示しします。

○ 試算の制度前提

今回お示しする収支見通しの特別措置終了後（平成 27 年度以降）の制度前提は以下の通りです。

制度前提 A（現状維持）

- ・ 国庫補助率 16.4%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、1 / 3 総報酬按分

制度前提 B（協会要望）

- ・ 国庫補助率 20%
- ・ 被用者保険が負担する後期高齢者支援金は、全額総報酬按分
70～74 歳の一部負担は、1 割負担として機械的に試算

1. 平成 24 年度の協会けんぽの決算見込みについて
(協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽの平成 24 年度の収支〔医療分〕

(単位：億円)

		24年度決算(見込み)
収 入	保険料収入	73,156
	国庫補助等	11,808
	その他	163
	計	85,127
支 出	保険給付費	47,788
	拠出金等	32,780
	老人保健拠出金	1
	前期高齢者納付金	13,604
	後期高齢者支援金	16,021
	退職者給付拠出金	3,154
	病床転換支援金	0
	その他	1,455
	計	82,023
単年度収支差		3,104
準備金残高		5,054
保険料率		10.0%

- (注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの
2. 数値は今後の国の決算の状況により変り得る
3. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

2. 5年収支見通し（平成25年度～平成29年度）について

- 前述の平成24年度の協会けんぽ（医療分）の決算（見込み）を足元とし、一定の前提をおいて、平成29年度までの5年間の収支見通し（機械的試算）を行った。
- 平成25年度の賃金上昇率は、平成24年度の標準報酬等の実績をもとに0%とした。
- 平成26年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位（注） × 0.5	0.8%	0.8%	1.05%	1.05%
0%で一定	0%	0%	0%	0%
過去10年間の 平均で一定	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.5%

（注）経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」（平成21年2月）における賃金上昇率の前提である。

【試算結果のポイント】

制度前提 A（現状維持）

- 現在の保険料率（10％）を据え置いた場合、賃金上昇率ケース では平成28年度に、賃金上昇率ケース と では平成27年度に準備金（積立金）が枯渇する。更に、平成27年度以降も保険料率を10％に据え置いた場合、平成29年度末の累積赤字は、
 - （賃金上昇率ケース ） 6,100 億円
 - （賃金上昇率ケース ） 1兆2,200 億円
 - （賃金上昇率ケース ） 1兆5,500 億円となる。（下記制度前提 A の 参照）
- 平成29年度の均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）は、
 - （賃金上昇率ケース ） 10.6％
 - （賃金上昇率ケース ） 11.0％
 - （賃金上昇率ケース ） 11.2％となる。（下記制度前提 A の 参照）

現在の保険料率（10％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 3,300	▲ 4,200
	準備金	5,300	3,900	1,400	▲ 1,900	▲ 6,100
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 3,700	▲ 5,100	▲ 6,700
	準備金	5,300	3,400	▲ 300	▲ 5,400	▲ 12,200
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 4,400	▲ 6,200	▲ 8,100
	準備金	5,300	3,000	▲ 1,300	▲ 7,500	▲ 15,500

準備金が枯渇する前年度まで保険料率10％を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 1,400	0
	準備金	5,300	3,900	1,400	0	0
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	(注2) 10.0%	10.7%	11.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 3,400	0	0
	準備金	5,300	3,400	0	0	0
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.2%	10.9%	11.2%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 3,000	0	0
	準備金	5,300	3,000	0	0	0

（注1）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、の結果と異なる場合がある。

（注2）詳細にみると10.04％であり、10％を維持していない。

平成27年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位×0.5		10.0%	10.0%	10.4%	10.5%	10.6%
0％で一定		10.0%	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%
過去10年間の平均で一定		10.0%	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%

（注）平成25年度及び26年度は10％としている。

制度前提 B（協会要望）

- 平成 27 年度以降、国庫補助率を 20%（現在は 16.4%）に引き上げ、また、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額（現在は 1/3）を総報酬による按分とした場合、現在の保険料率（10%）を据え置くと、平成 29 年度末の準備金は、
（賃金上昇率ケース）+ 300 億円の累積黒字
（賃金上昇率ケース）▲ 5,800 億円の累積赤字
（賃金上昇率ケース）▲ 9,200 億円の累積赤字となる。（下記制度前提 B の 参照）
- 平成 29 年度の均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）は、
（賃金上昇率ケース） 10.3%
（賃金上昇率ケース） 10.6%
（賃金上昇率ケース） 10.9%となる。（下記制度前提 B の 参照）

現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 ケース × 0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 3,000	▲ 4,600
	準備金	5,300	3,400	1,800	▲ 1,200	▲ 5,800
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 4,000	▲ 5,900
	準備金	5,300	3,000	800	▲ 3,200	▲ 9,200

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は
均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 ケース × 0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.6%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 1,800	0
	準備金	5,300	3,400	1,800	0	0
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.5%	10.9%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 800	0
	準備金	5,300	3,000	800	0	0

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、
の結果と異なる場合がある。

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位 × 0.5		10.0%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%
0%で一定		10.0%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%
過去10年間の平均で一定		10.0%	10.0%	10.3%	10.6%	10.9%

（注）平成 25 年度及び 26 年度は 10%としている。

(参考1)

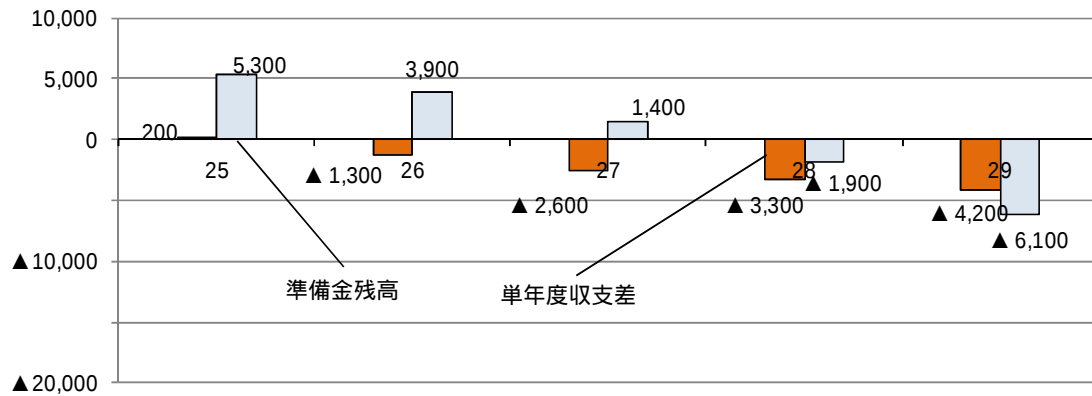
協会けんぽ(医療分)の平成25年度～平成29年度の収支見通し

制度前提A(現状維持)

現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

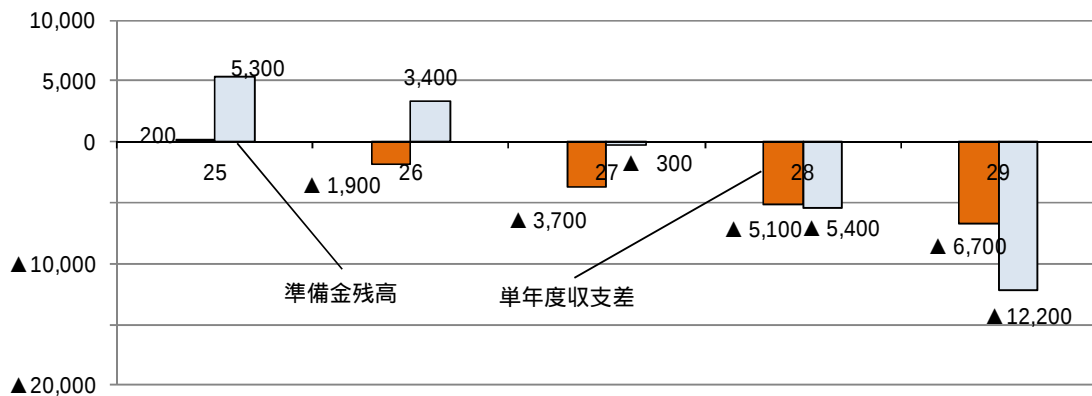
賃金上昇率ケース

(単位:億円)



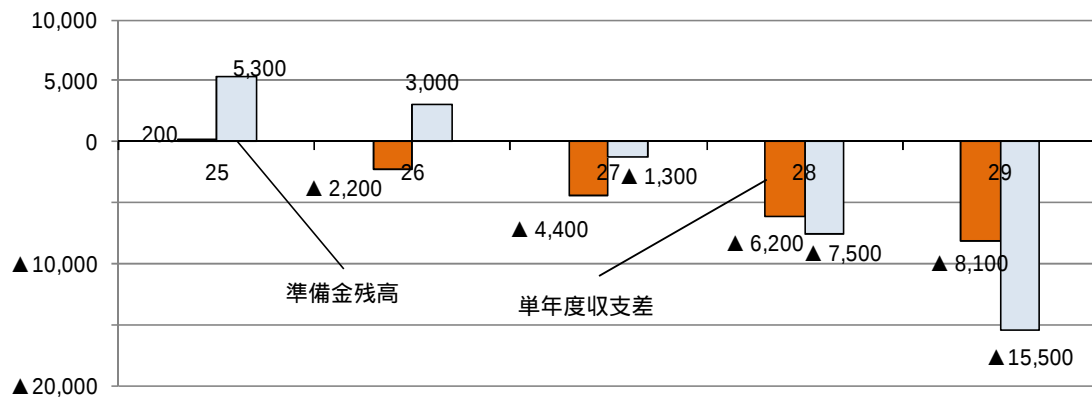
賃金上昇率ケース

(単位:億円)



賃金上昇率ケース

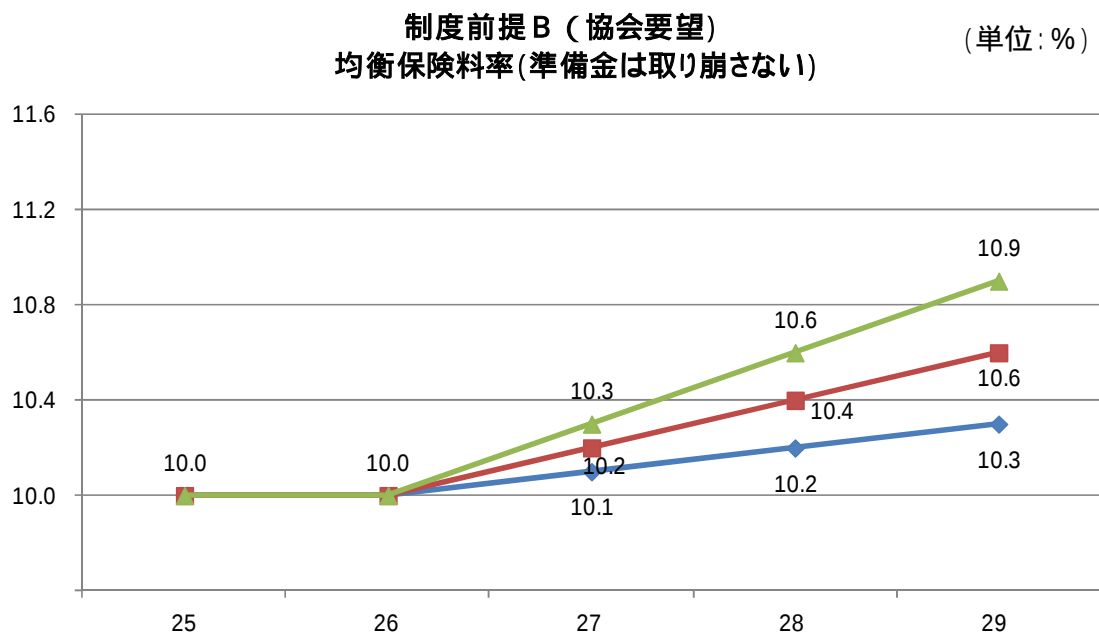
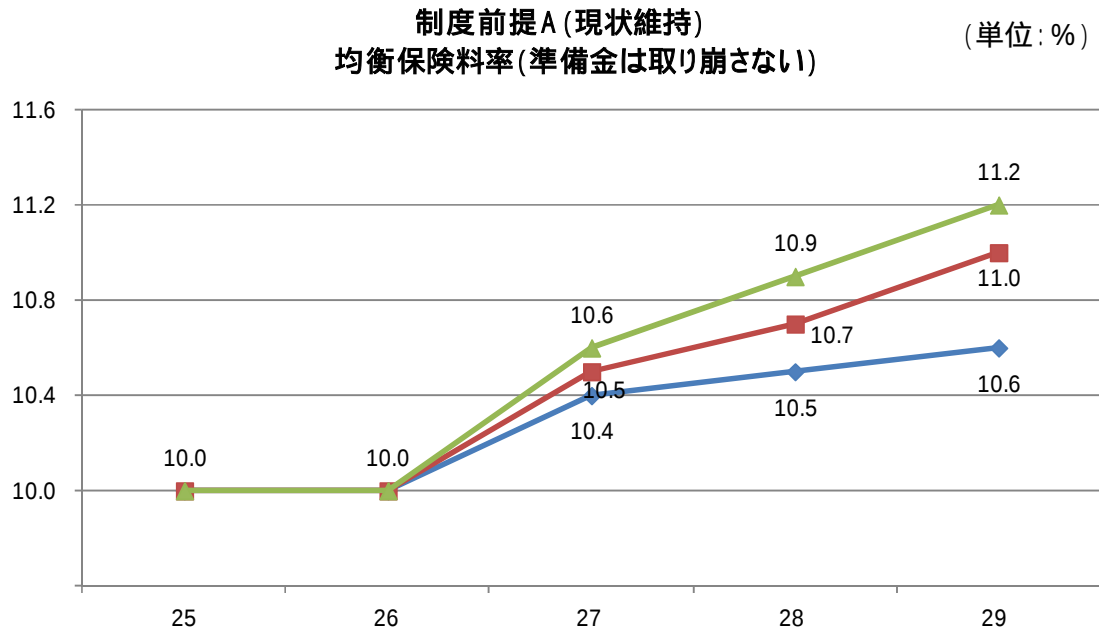
(単位:億円)



(参考2)

均衡保険料率の見通し

この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。



(注)平成25年度及び26年度は10%としている。

平成 24 年度の協会けんぽの決算見込み

(協会会計と国の特別会計との合算ベース)

【平成24年度決算のポイント】

- 平成24年度の保険料率は、年々医療費が増加する一方、保険料収入のベースとなる加入者の賃金が伸びないといった財政の赤字構造に加え、支出の約4割を占める高齢者医療に係る拠出金に対前年度で3,028億円増加する状況にあり、保険料率（全国平均）を9.5%から10.0%に上げた。

24年度の保険料収入はこの保険料率の引上げに加え、24年度保険料率の設定時には下落すると見込んでいた加入者の賃金（標準報酬月額）が横ばいであったこと等により保険料収入は前年度より4,301億円の増となった。

- 医療費の増加幅は例年と比べ小幅なものとなったため、保険給付費が24年度保険料率の設定時の見込みよりも減となった。
- これらの結果、単年度収支のプラスは3,104億円となった。
- 24年度末の準備金残高は5,054億円となった。なお、当該準備金は26年度までの保険料率を現行の10.0%に維持するために活用することとしている。

25年度保険料率の設定時点（25年1月時点）では、24年度末の準備金残高の見込みは、4,433億円としていた。

協会けんぽの平成23年度～24年度の収支(医療分)

(単位：億円)

		23年度決算	24年度			
			24年度保険料率 設定時 (23年12月時点)	25年度保険料率 設定時 (25年1月時点)	決算(見込み)	増減 (対23年度決算)
収 入	保険料収入	68,855	71,033	73,115	73,156	4,301 (6.2%)
	国庫補助等	11,539	11,789	11,806	11,808	268 (2.3%)
	その他	186	161	162	163	▲ 22 (▲ 12.1%)
	計	80,580	82,983	85,084	85,127	4,547 (5.6%)
支 出	保険給付費	46,997	48,789	48,025	47,788	791 (1.7%)
	拠出金等	29,752	32,849	32,780	32,780	3,028 (10.2%)
	老人保健拠出金	1	1	1	1	0 (▲ 15.0%)
	前期高齢者納付金	12,425	13,616	13,604	13,604	1,179 (9.5%)
	後期高齢者支援金	14,652	16,076	16,021	16,021	1,370 (9.3%)
	退職者給付拠出金	2,675	3,155	3,154	3,154	480 (17.9%)
	病床転換支援金	0	0	0	0	0
	その他	1,243	1,583	1,796	1,455	213 (17.1%)
	計	77,992	83,221	82,602	82,023	4,032 (5.2%)
単年度収支差		2,589	▲ 238	2,482	3,104	
準備金残高		1,951	0	4,433	5,054	
保険料率		9.5%	10.0%			

- (注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの
2. 数値は今後の国の決算の状況により変り得る
3. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある

〔参考〕

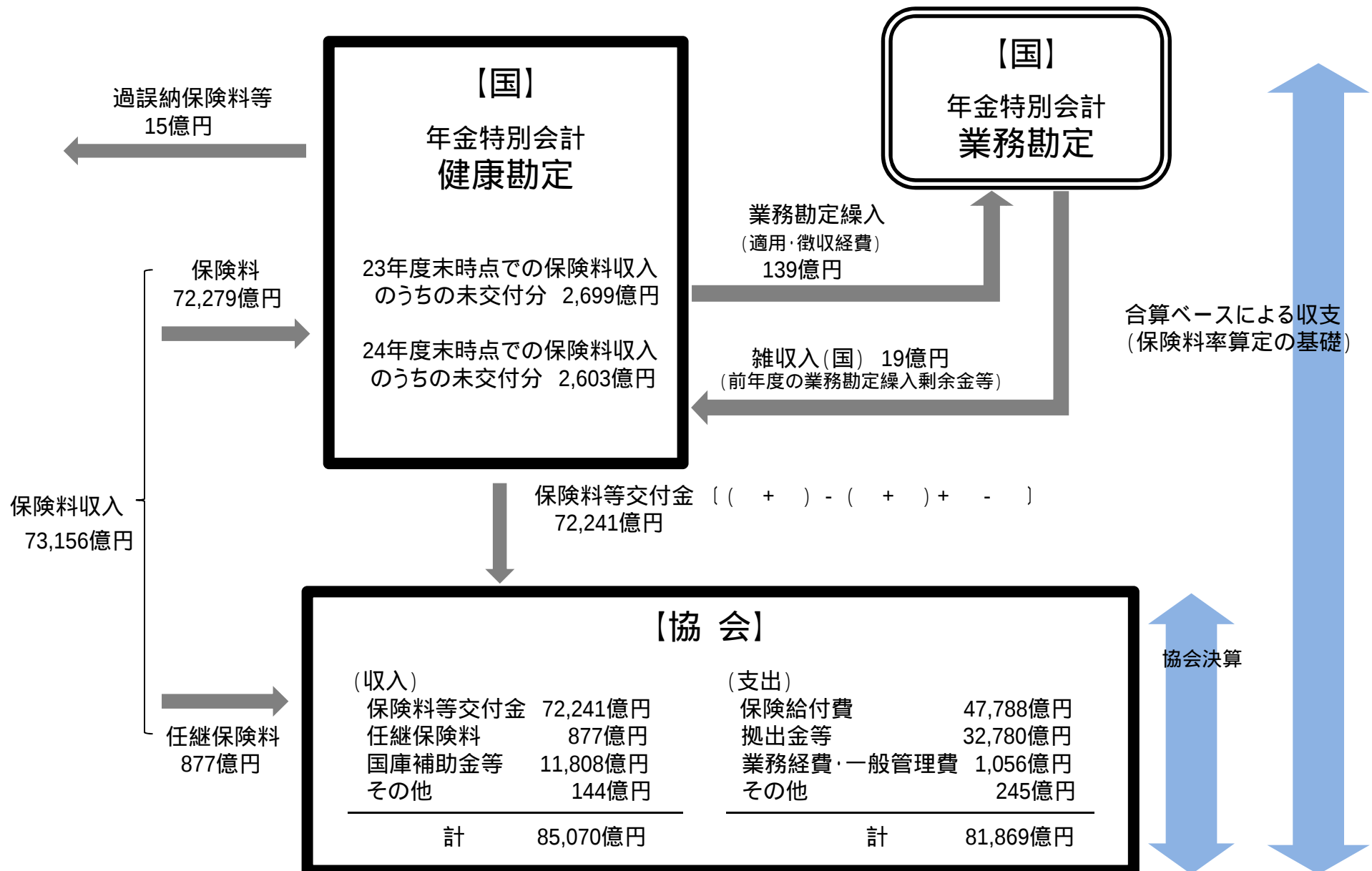
協会けんぽの24年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要

(億円)

		(a) + (b)	医療分(a)	介護分(b)
収 入	保険料等交付金	78,607	72,241	6,366
	任意継続被保険者保険料	945	877	68
	国庫補助金等	13,058	11,808	1,251
	その他	144	144	0
	計	92,755	85,070	7,685
支 出	保険給付費	47,788	47,788	0
	拠出金等	32,780	32,780	0
	介護納付金	7,629	0	7,629
	業務経費・一般管理費	1,056	1,056	0
	その他	259	245	13
	計	89,512	81,869	7,642
収 支 差		3,243	3,200	43

(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会会計と国の特別会計との合算ベースでの収支と協会決算との相違（24年度医療分）



協会けんぽ（医療分）の5年収支見通し（機械的試算）
（平成25年度～平成29年度）
- 平成25年7月試算 -

- 協会けんぽ（医療分）の平成24年度決算を足元とし、一定の前提をおいて、平成25年度から平成29年度までの5年間の収支見通しを行った。

平成 25 年度～平成 29 年度の収支見通しについて（平成 25 年 7 月） （一定の前提に基づく機械的試算）

1．5 年収支見通しの主な前提

（１）被保険者数の見通し

- 平成 25 年度の被保険者数は、平成 25 年 4 月の被保険者数（実績）に平成 22 年度から平成 24 年度の 3 ヶ年の伸びの平均（実績）を乗じて推計した。
- 平成 26 年度以降の被保険者数は、「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽの被保険者数の割合を一定とした。

（２）総報酬額の見通し

- 平成 25 年度の賃金上昇率は、平成 24 年度の標準報酬等の実績をもとに 0 %とした。
- 平成 26 年度以降の賃金上昇率は、次の 3 ケースを使用した。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経済低位ケース(注) × 0.5	0.8 %	0.8 %	1.05 %	1.05 %
0 %で一定	0 %	0 %	0 %	0 %
過去 10 年間の平均で一定	▲ 0.5 %	▲ 0.5 %	▲ 0.5 %	▲ 0.5 %

（注）経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成 21 年財政検証結果）」（平成 21 年 2 月）における賃金上昇率の前提である。

(3) 保険給付費の見通し

- 医療給付費は、平成 21 年度から平成 23 年度の協会けんぽなどの医療費の伸びの平均（実績）を使用した。但し、平成 26 年度以降は、次の年齢階級別医療費の伸びを使用した。

70 歳未満	2 . 5 %
70 歳以上 75 歳未満	1 . 0 %
75 歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	2 . 0 %

- 現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用した。但し、平成 25 年度は、医療給付費と同様に、平成 21 年度から平成 23 年度の伸びの平均（実績）を使用した。

2 . 国庫補助率及び後期高齢者支援金について

- 平成 26 年度までは、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の 1 / 3 を総報酬按分、また、協会けんぽの国庫補助率を 16 . 4 %とした。
- 特例措置終了後（平成 27 年度以降）は、次の 2 つの制度前提に基づき試算を行った。

制度前提 A（現状維持）	国庫補助率 16 . 4 % 被用者保険が負担する後期高齢者支援金の 1 / 3 を総報酬按分
制度前提 B（協会要望）	国庫補助率 20 % 被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

3 . 保険料率の試算について

- 現在の保険料率 10 %を据え置くケースを含め、次の3 ケースについて試算を行った。

ケース	現在の保険料率 (10 %) を据え置いた場合
ケース	準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10 % を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)
ケース	均衡保険料率 (準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率) 平成 25 年度及び 26 年度は 10 %。

【試算結果】

制度前提 A（現状維持）

現在の保険料率（１０％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 3,300	▲ 4,200
	準備金	5,300	3,900	1,400	▲ 1,900	▲ 6,100
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 3,700	▲ 5,100	▲ 6,700
	準備金	5,300	3,400	▲ 300	▲ 5,400	▲ 12,200
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 4,400	▲ 6,200	▲ 8,100
	準備金	5,300	3,000	▲ 1,300	▲ 7,500	▲ 15,500

準備金が枯渇する前年度まで保険料率１０％を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 1,400	0
	準備金	5,300	3,900	1,400	0	0
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	(注2) 10.0%	10.7%	11.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 3,400	0	0
	準備金	5,300	3,400	0	0	0
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.2%	10.9%	11.2%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 3,000	0	0
	準備金	5,300	3,000	0	0	0

（注１）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、の結果と異なる場合がある。

（注２）詳細にみると10.04％であり、１０％を維持していない。

平成２７年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位×0.5		10.0%	10.0%	10.4%	10.5%	10.6%
0％で一定		10.0%	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%
過去10年間の平均で一定		10.0%	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%

（注）平成２５年度及び２６年度は１０％としている。

制度前提 B（協会要望）

現在の保険料率（１０％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 3,000	▲ 4,600
	準備金	5,300	3,400	1,800	▲ 1,200	▲ 5,800
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 4,000	▲ 5,900
	準備金	5,300	3,000	800	▲ 3,200	▲ 9,200

準備金が枯渇する前年度まで保険料率１０％を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
	準備金	5,300	3,900	3,500	2,300	300
0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.6%
	収支差	200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 1,800	0
	準備金	5,300	3,400	1,800	0	0
過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.5%	10.9%
	収支差	200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 800	0
	準備金	5,300	3,000	800	0	0

（注）準備金が枯渇する年度の均衡保険料率は、準備金を全額取り崩す前提で試算しているため、の結果と異なる場合がある。

平成２７年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経済低位×0.5	10.0%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%
0％で一定	10.0%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%
過去10年間の平均で一定	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%	10.9%

（注）平成２５年度及び２６年度は１０％としている。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	73,400	73,700	74,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,300
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	86,300	86,800	87,400
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,900	90,100	91,600
収支差		200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 3,300	▲ 4,200
年度末準備金残高		5,300	3,900	1,400	▲ 1,900	▲ 6,100
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

賃金上昇率： 0%で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	72,300	71,800	71,300
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	85,100	84,900	84,700
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 1,900	▲ 3,700	▲ 5,100	▲ 6,700
年度末準備金残高		5,300	3,400	▲ 300	▲ 5,400	▲ 12,200
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	71,600	70,700	69,900
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	84,400	83,800	83,300
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 2,200	▲ 4,400	▲ 6,200	▲ 8,100
年度末準備金残高		5,300	3,000	▲ 1,300	▲ 7,500	▲ 15,500
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10% を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	73,400	75,600	78,200
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,300
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	86,300	88,700	91,600
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,900	90,100	91,600
収支差		200	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 1,400	0
年度末準備金残高		5,300	3,900	1,400	0	0
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	10.6%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10% を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 0% で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	72,600	76,900	78,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	85,400	90,000	91,400
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 1,900	▲ 3,400	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,400	0	0	0
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.7%	11.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10% を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	72,900	76,900	78,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	85,700	90,000	91,400
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 2,200	▲ 3,000	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,000	0	0	0
保険料率		10.0%	10.0%	10.2%	10.9%	11.2%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10.0%。

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	76,000	77,000	78,200
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,300
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	88,900	90,100	91,600
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,900	90,100	91,600
収支差		200	▲ 1,300	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,900	3,900	3,900	3,900
保険料率		10.0%	10.0%	10.4%	10.5%	10.6%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10.0%。

賃金上昇率： 0% で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	76,000	76,900	78,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	88,800	90,000	91,400
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 1,900	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,400	3,400	3,400	3,400
保険料率		10.0%	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 A（現状維持） 平成 27 年度以降も国庫補助率 16.4%、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10.0%。

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	75,900	76,900	78,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,700	13,000	13,200
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	88,800	90,000	91,400
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,200	15,500	15,900
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	18,500	19,300	20,300
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	88,800	90,000	91,400
収支差		200	▲ 2,200	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,000	3,000	3,000	3,000
保険料率		10.0%	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

現在の保険料率（10 %）を据え置いた場合

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	73,400	73,700	74,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	86,200	86,700	87,100
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,700	87,800	89,200
収支差		200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
年度末準備金残高		5,300	3,900	3,500	2,300	300
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

現在の保険料率（10 %）を据え置いた場合

賃金上昇率： 0 %で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	72,300	71,800	71,300
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	85,100	84,700	84,500
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 3,000	▲ 4,600
年度末準備金残高		5,300	3,400	1,800	▲ 1,200	▲ 5,800
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

現在の保険料率（10 %）を据え置いた場合

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	71,600	70,700	69,900
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	84,300	83,600	83,000
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 4,000	▲ 5,900
年度末準備金残高		5,300	3,000	800	▲ 3,200	▲ 9,200
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10 %を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	73,400	73,700	74,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	86,200	86,700	87,100
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,700	87,800	89,200
収支差		200	▲ 1,300	▲ 500	▲ 1,200	▲ 2,000
年度末準備金残高		5,300	3,900	3,500	2,300	300
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10 %を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 0 %で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	72,300	72,900	75,900
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	85,100	85,900	89,000
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 1,900	▲ 1,600	▲ 1,800	0
年度末準備金残高		5,300	3,400	1,800	0	0
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.2%	10.6%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

準備金が枯渇する前年度まで保険料率 10 %を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	71,600	73,900	75,800
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	84,300	86,900	89,000
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 2,200	▲ 2,300	▲ 800	0
年度末準備金残高		5,300	3,000	800	0	0
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.5%	10.9%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10 %。

賃金上昇率： 経済低位ケース × 0.5

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	73,500	73,900	74,900	76,000
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	86,100	86,700	87,800	89,200
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,300	52,000	52,700
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,700	87,800	89,200
収支差		200	▲ 1,300	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,900	3,900	3,900	3,900
保険料率		10.0%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10 %。

賃金上昇率： 0 %で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,900	73,800	74,800	75,900
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,500	86,600	87,700	89,000
支 出	保険給付費	49,600	50,500	51,200	51,900	52,500
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 1,900	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,400	3,400	3,400	3,400
保険料率		10.0%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

協会けんぽ（医療分）の収支見通し

制度前提 B（協会要望） 平成 27 年度以降は国庫補助率 20 %、後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

平成 27 年度以降均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）。但し、平成 25 年度及び 26 年度は 10 %。

賃金上昇率： 過去10年間の平均で一定

（単位：億円）

	区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	保険料収入（医療分）	74,000	72,500	73,800	74,700	75,800
	国庫負担（医療分）	12,200	12,400	12,600	12,800	13,000
	その他	200	200	200	200	200
	計	86,400	85,100	86,600	87,700	89,000
支 出	保険給付費	49,600	50,400	51,200	51,800	52,400
	前期高齢者納付金	14,500	14,600	15,100	15,400	15,800
	後期高齢者支援金	17,100	17,600	16,400	17,100	18,000
	退職者給付拠出金	3,300	3,000	2,300	1,700	1,100
	その他	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	計	86,100	87,400	86,600	87,700	89,000
収支差		200	▲ 2,200	0	0	0
年度末準備金残高		5,300	3,000	3,000	3,000	3,000
保険料率		10.0%	10.0%	10.3%	10.6%	10.9%

（注）・平成25年度は、平成25年7月時点の見込みである。

- ・保険料率は小数点第2位を四捨五入して表記している。この保険料率は、一定の前提に基づき機械的に試算したものである。
- ・この試算においては、予備費は計上していない。
- ・今後の医療費の動向等により変わりうるものである。

参考資料

平成25年8月1日



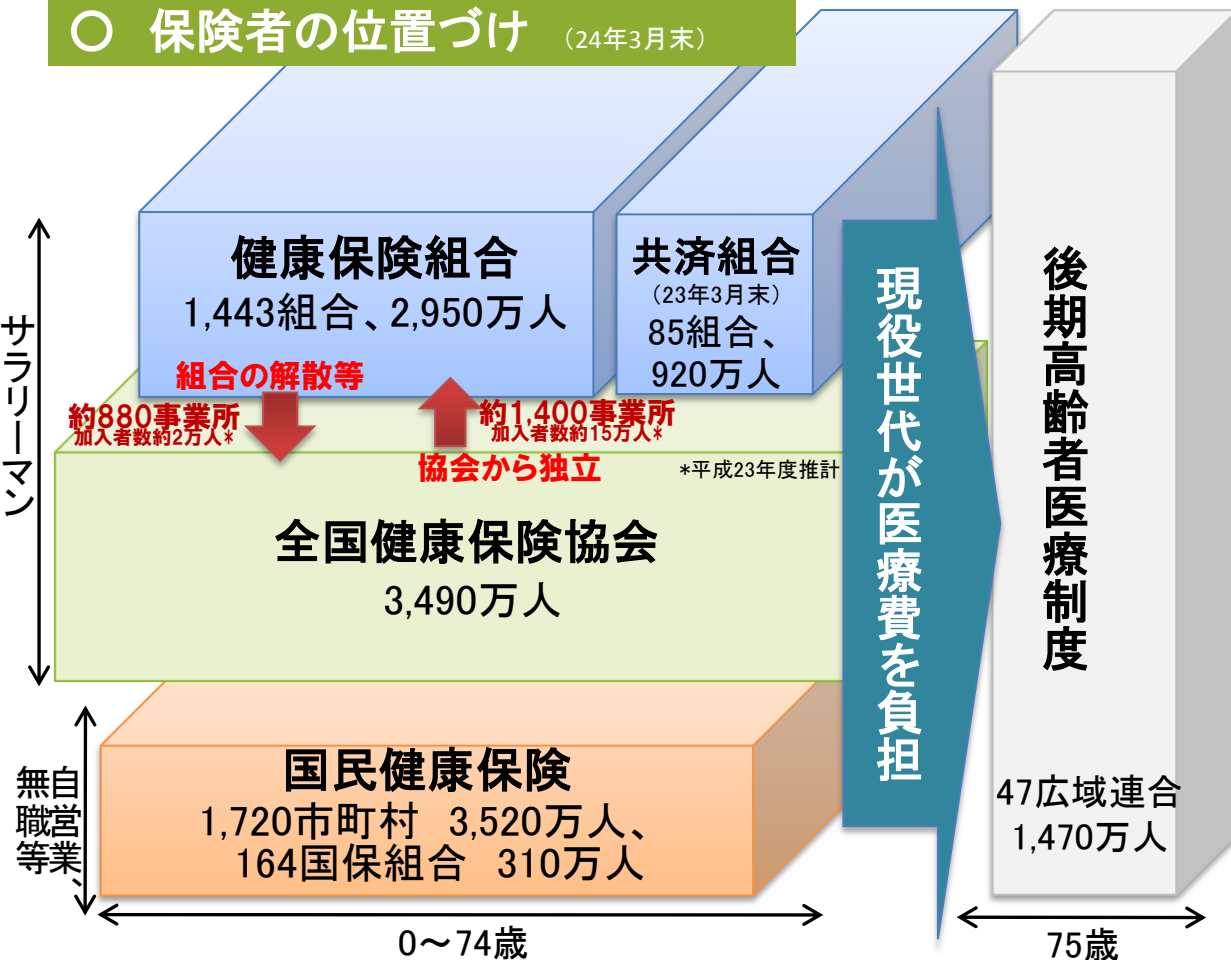
全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽの規模

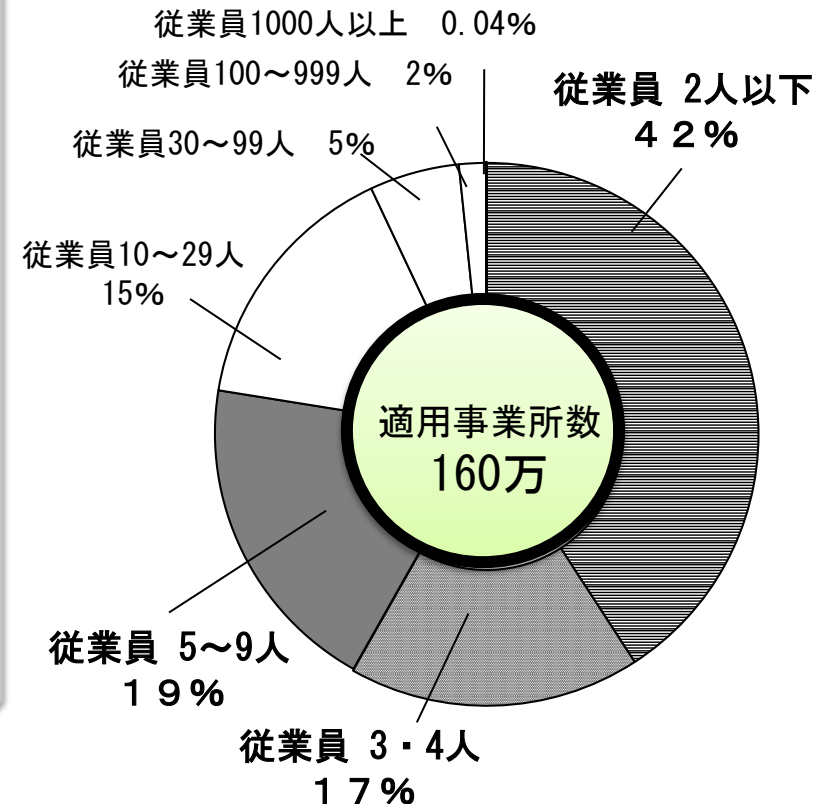
- 3500万人(国民の3.6人に1人)が加入者。
- 健保組合を作ることができない中小企業・小規模企業が多く、事業所数の3/4以上が従業員9人以下。

➡ 協会けんぽは、サラリーマンの医療保険の最後の受け皿。

○ 保険者の位置づけ (24年3月末)

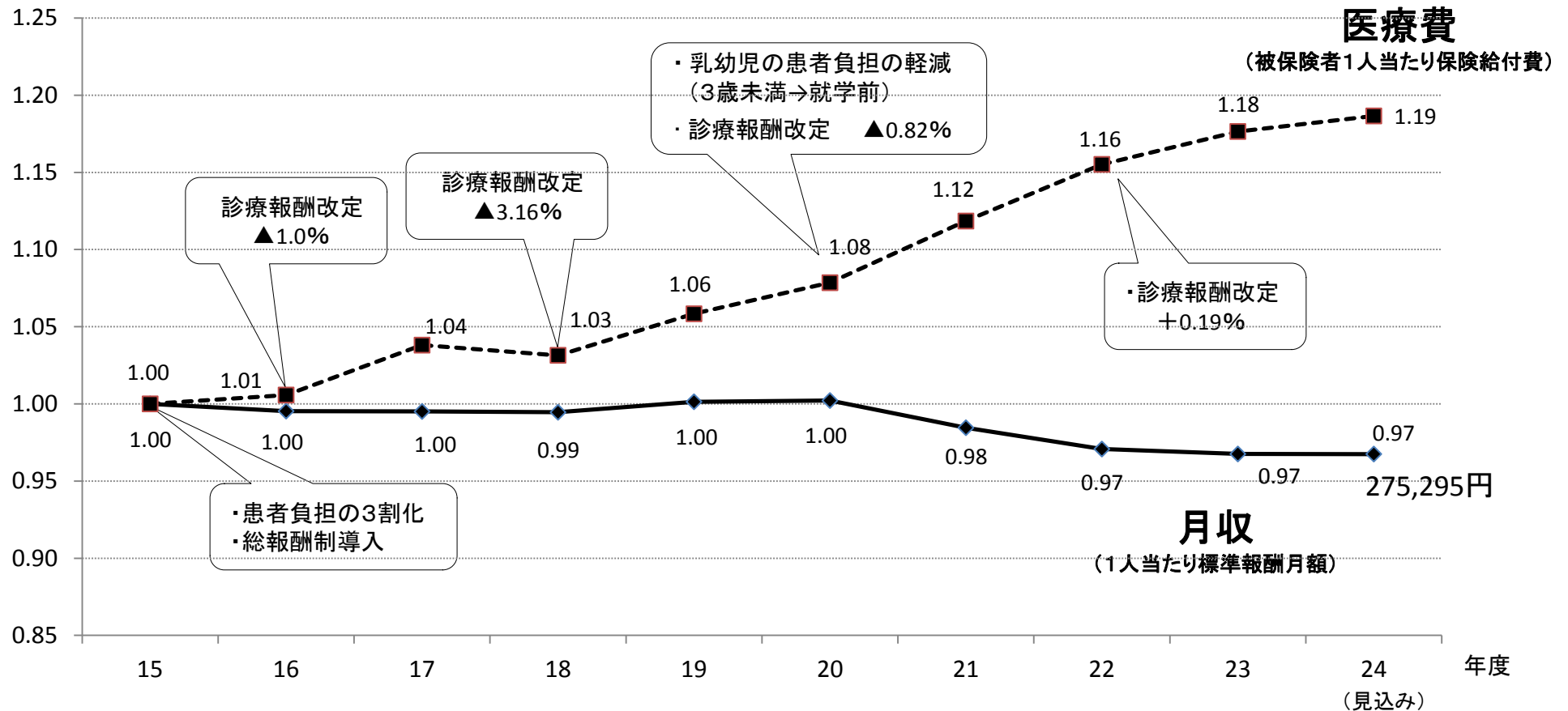


○ 協会の事業所規模別構成 (24年3月末)

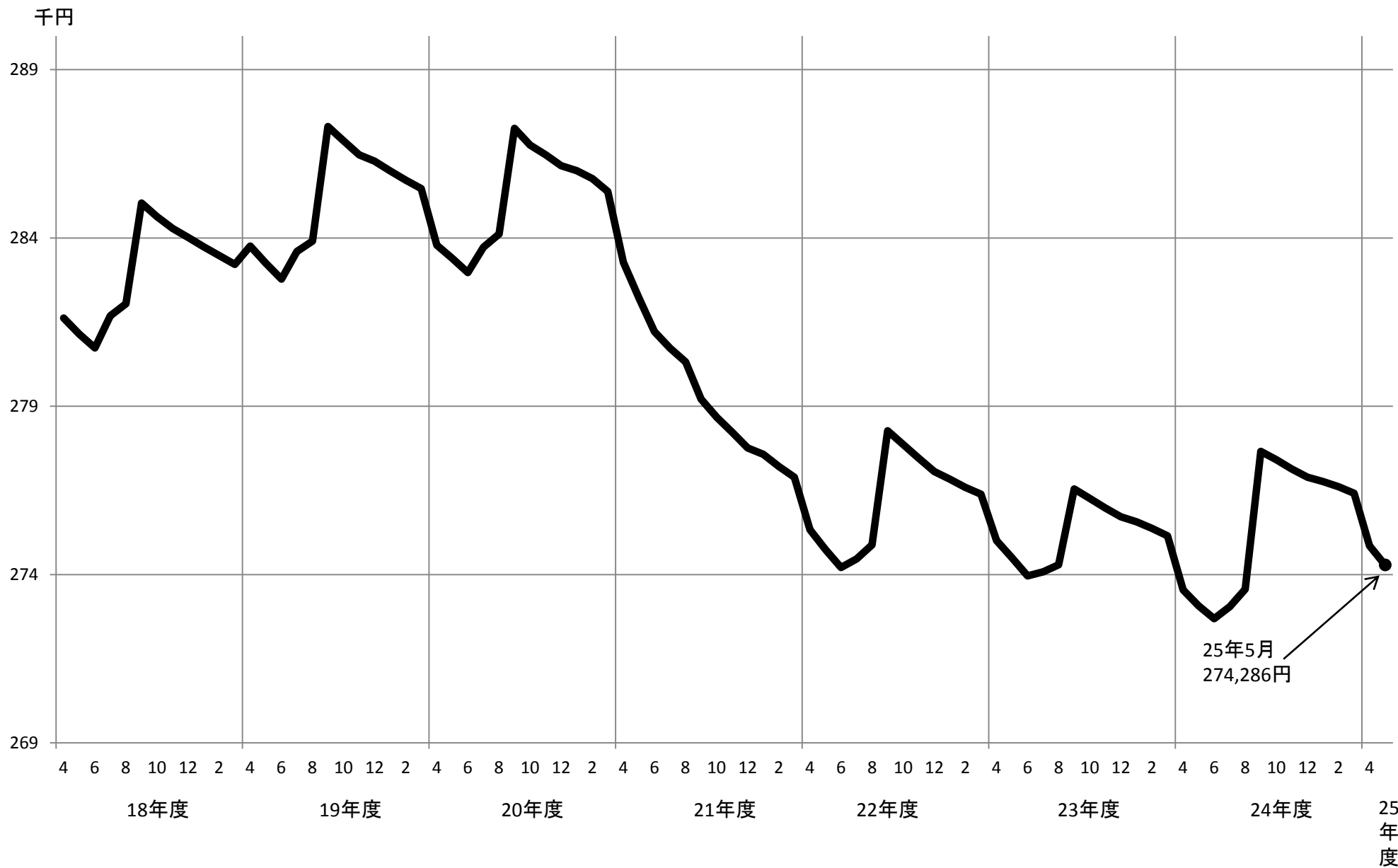


協会けんぽの保険財政の傾向

○ 近年、医療費支出(1人当たり保険給付費)が保険料収入(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、格差が拡大。



平均標準報酬月額の推移

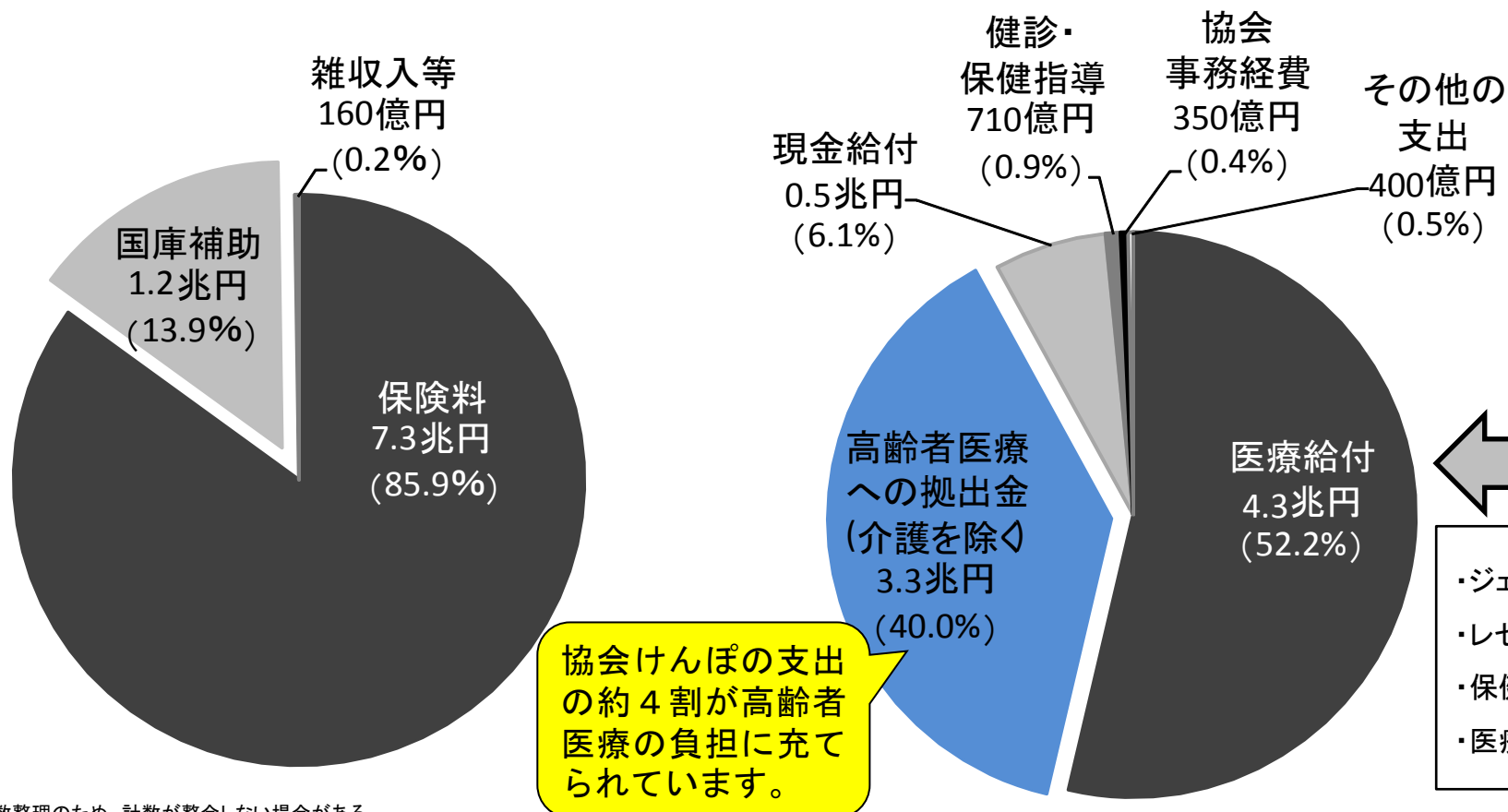


協会けんぽの財政構造(24年度決算見込み)

- 協会けんぽ全体の収支は約8兆円だが、その約4割、約3兆円以上が高齢者医療への拠出金に充てられており、平成24年度ではさらに3,000億円増加。25年度もさらに2,100億円増加の見込み。

収 入 8兆5,127億円

支 出 8兆2,023億円



(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

合算ベースによる収支（医療分） 22年度～24年度

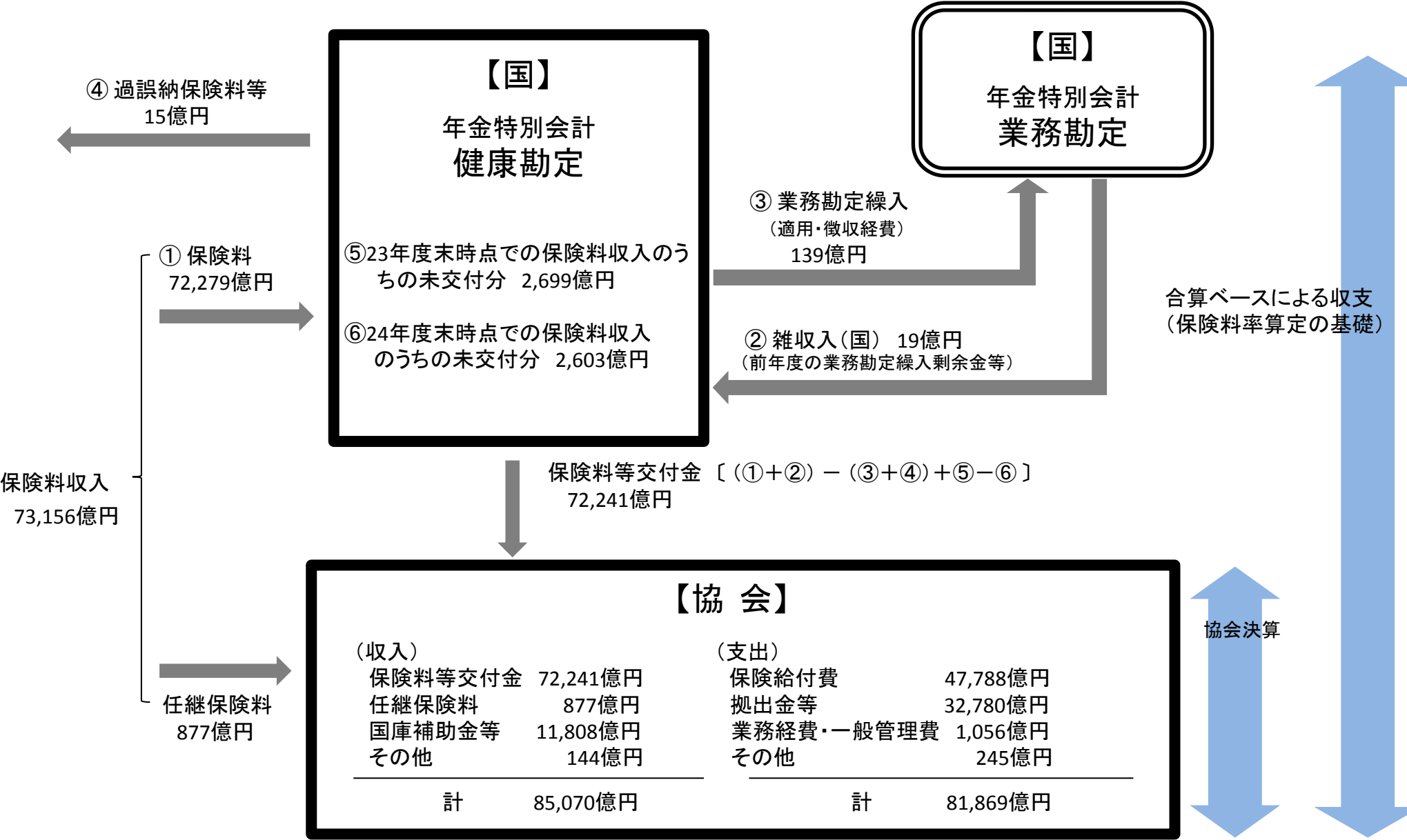
（単位：億円）

		22年度決算	23年度決算	24年度決算（見込）
収 入	保険料収入	67,343	68,855	73,156
	国庫補助等	10,543	11,539	11,808
	その他	286	186	163
	計	78,172	80,580	85,127
支 出	保険給付費	46,099	46,997	47,788
	老人保健拠出金	1	1	1
	前期高齢者納付金	12,100	12,425	13,604
	後期高齢者支援金	14,214	14,652	16,021
	退職者給付拠出金	1,968	2,675	3,154
	病床転換支援金	0	0	0
	その他	1,249	1,243	1,455
	計	75,632	77,992	82,023
単年度収支差		2,540	2,589	3,104
準備金残高		▲638	1,951	5,054

（注） 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わりうるものである。

協会会計と国の特別会計との合算ベースでの収支と協会決算との相違（24年度医療分）



平成24年度決算の状況(医療分)

1. 合算ベースによる収支

(単位:億円)

		24年度決算
収 入	保険料収入	73,156
	保険料収入	72,279
	任意継続保険料	877
	国庫補助等	11,808
	その他	163
	計	85,127
支 出	保険給付費	47,788
	老人保健拠出金	1
	前期高齢者納付金	13,604
	後期高齢者支援金	16,021
	退職者給付拠出金	3,154
	病床転換支援金	0
	その他	1,455
	計	82,023
単年度収支差		3,104
準備金残高		5,054

2. 協会決算

(単位:億円)

		24年度決算
収 入	保険料等交付金	72,241
	任継保険料	877
	国庫補助金	11,808
	その他	144
	計	85,070
支 出	保険給付費	47,788
	前期高齢者納付金	13,604
	後期高齢者支援金	16,021
	老人保健拠出金	1
	退職者給付拠出金	3,154
	病床転換支援金	0
	その他	1,302
	計	81,869
単年度収支差		3,200

1. 国の会計に準じた手法で作成したもの。
2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
3. 青字表示は合算ベースと協会決算が同額であるもの。

協会けんぽの収支イメージ(医療分)

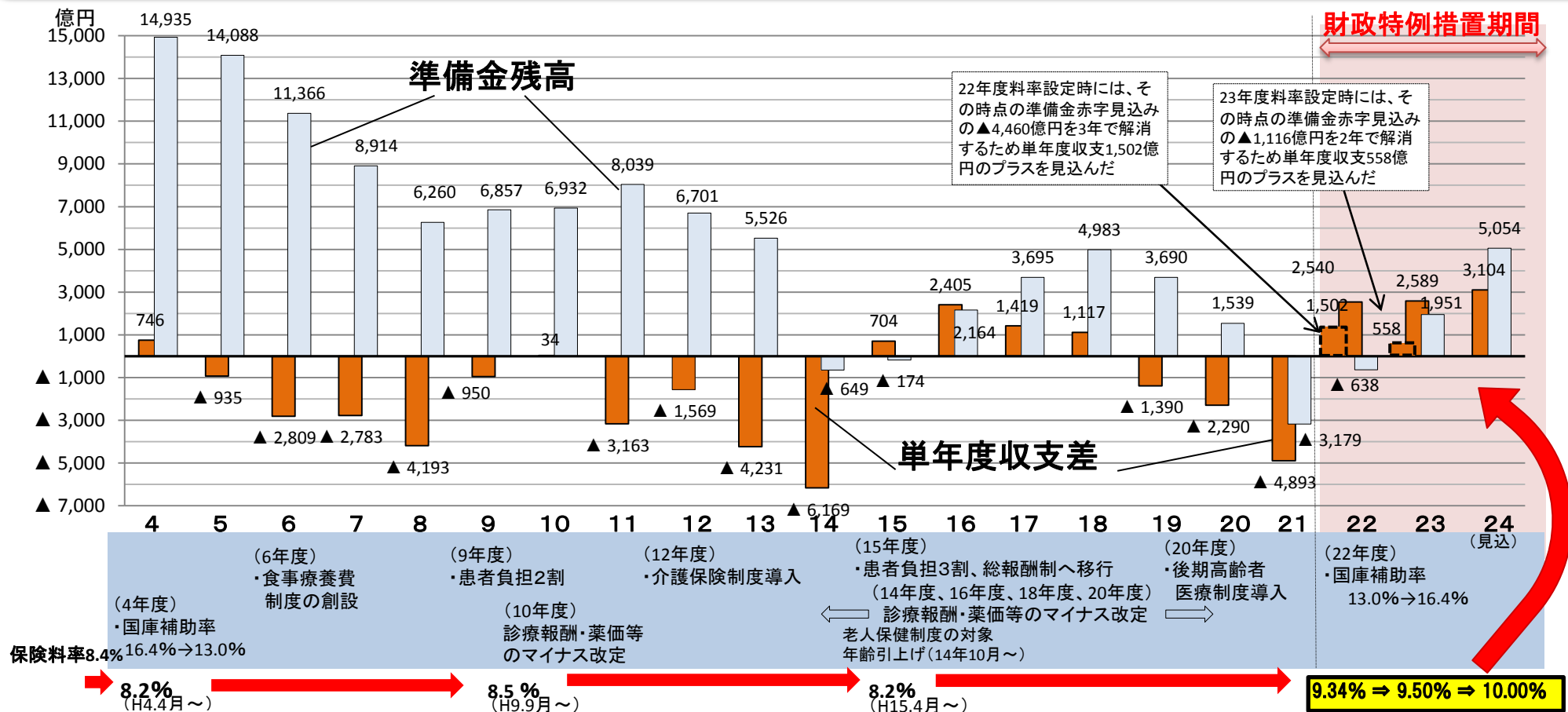
(単位:億円)

		23年度 (決算)	24年度	25年度	備 考
			直近見直し (25年1月)	政府予算案に基づく見込み (25年1月)	
収 入	保険料収入	68,855	73,115	73,410	25年度保険料率: 10.00%
	国庫補助等	11,539	11,806	12,194	
	その他	186	162	173	
	計	80,580	85,084	85,777	
支 出	保険給付費	46,997	48,025	49,731	抛出金等対前年度比 ⇒ +795 ⇒ +1,043 ⇒ +248 +2,086
	老人保健抛出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	12,425	13,604	14,399	
	後期高齢者支援金	14,652	16,021	17,064	
	退職者給付抛出金	2,675	3,154	3,402	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,243	1,796	1,660	
	計	77,992	82,602	86,257	
単年度収支差		2,589	2,482	▲ 480	○25年度の単年度収支を収支均衡させた場合の25年度の保険料率。 25年度保険料率 10.07%
準備金残高		1,951	4,433	3,953	

(注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。
2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの単年度収支差と準備金残高の推移

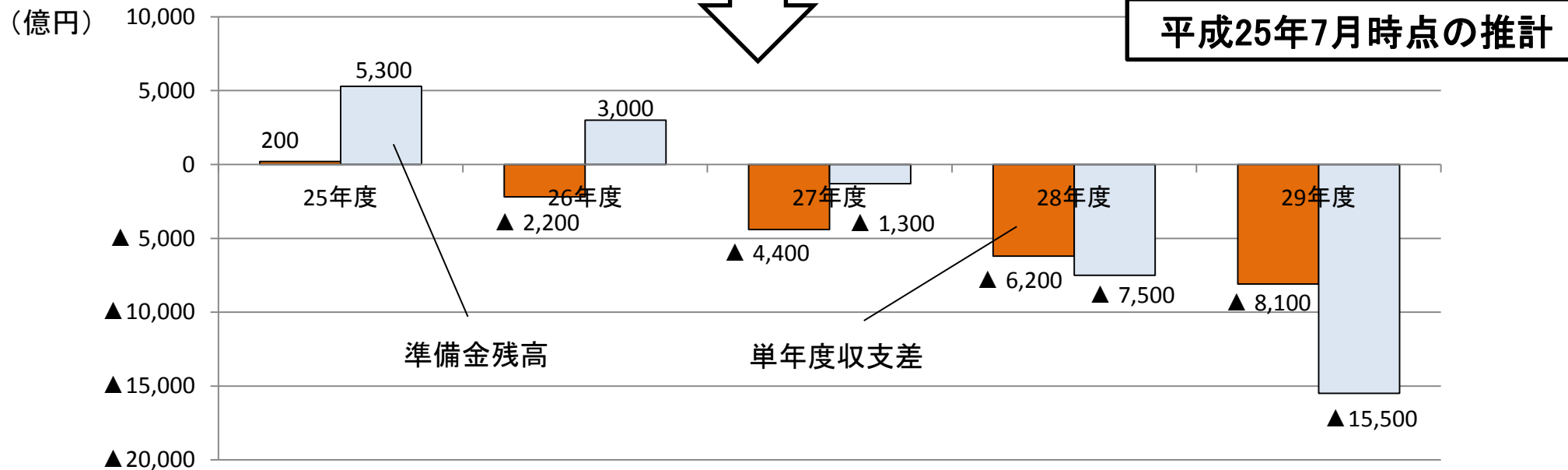
- 19年度から単年度赤字に陥り、18年度に5,000億円あった準備金(累積 黒字・赤字)は21年度末で▲3,200億円に悪化。
- この▲3,200億円の赤字は、22～24年度の3年間で解消する必要があり、単年度収支をプラスにして財政運営。この赤字については結果的に2カ年で解消。
- こうした結果は、保険料率の大幅な引上げに加え、賃金の下落幅が見込んだ幅より小さかったこと、24年度の医療費が例年より伸びなかったこと等によるものであり、財政の赤字構造が好転したわけではない。



(注) 1. 平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 平成21年度以前は国庫補助の精算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの財政収支の将来見通し(～平成29年度)

- 保険料率10%は限界。
- 制度改正が行われないうまま、現在の平均保険料率10%を据え置いた場合、29年度には1兆5,500億円もの累積赤字となる。



(注) 賃金上昇率を過去10年間の平均(▲0.5%)で一定とした場合の推計

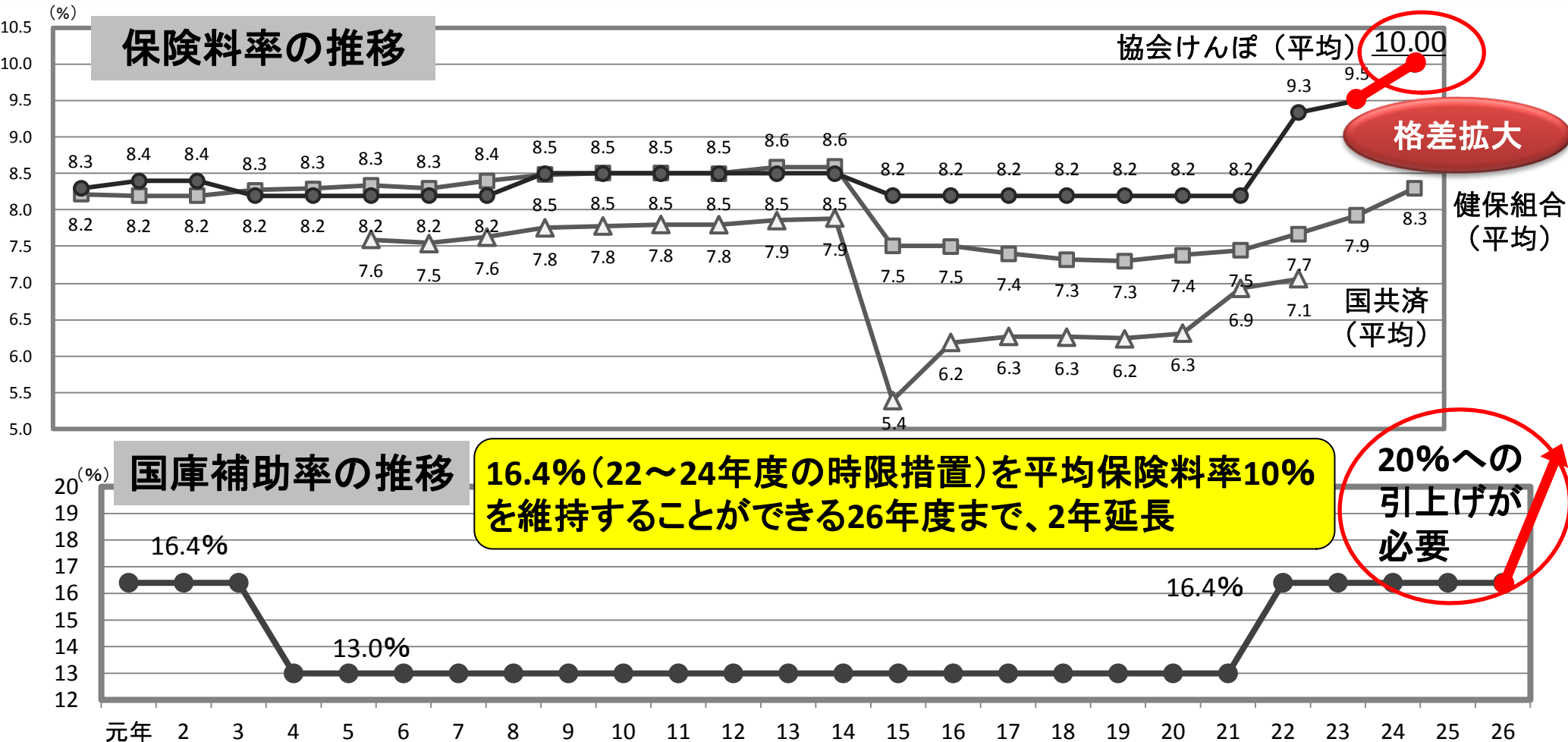
平成27年度以降均衡保険料率の見通し(準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率)

賃金上昇率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 経済低位×0.5	10.0%	10.0%	10.4%	10.5%	10.6%
II 0%で一定	10.0%	10.0%	10.5%	10.7%	11.0%
III 過去10年間の平均で一定(▲0.5%)	10.0%	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%

- (注) ① 経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成21年財政検証結果)」(平成21年2月)における賃金上昇率の前提(具体的に、平成26・27年度は1.6%、平成28・29年度は2.1%)である。
- ② 医療給付費の伸び率は、70歳未満は2.5%、70歳以上75歳未満は1.0%、75歳以上は2.0%とし、70歳以上75歳未満の患者負担の特例的引下げは24年度以降も継続されると仮定している。
- ③ 平成25年度及び26年度の保険料率は、10%としている。

他の被用者保険との保険料率格差の拡大

- 平成15年度から総報酬制(賞与も保険料算定の基礎とする)に移行してから、保険料の基礎となる報酬水準の格差が拡大。中小企業を多く抱える協会けんぽと健保組合との間で体力差が顕著に示されている。
- 被用者保険間の財政力を調整する目的で協会けんぽに国庫補助が投入されているが、現行の国庫補助割合では、その調整機能を果たしていない。
- 国庫補助率について、現行の16.4%から20%への引上げを国に要望しているが、実現していない。



出典: 健康保険組合の保険料率(調整保険料率含む)は、「組合決算概況報告」「23年度健保組合決算見込」、「24年度健康保険組合の予算早期集計」による。
協会けんぽの保険料率は、平成20・21・22・23年度は決算。24年度は予算。国共済の保険料率は、厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」等。

協会けんぽ・健保組合・共済組合の比較

- 加入者の収入が最も低い協会けんぽが、最も高い保険料率10%となっている。

➡ 収入が低い者ほど高率の負担を強いられるという逆進的なものとなっており、社会保障制度とは到底言えない状況。

	協会けんぽ	健保組合	共済組合
被保険者	主として中小企業の サラリーマン	主として大企業の サラリーマン	国家・地方公務員 及び私立学校職員
保険者数 (24年3月末)	1	1,443	85 (注1)
加入者数 (24年3月末)	3,488万人 本人 1,963万人 家族 1,525万人	2,950万人 本人 1,555万人 家族 1,395万人	919万人 (注1) 本人 453万人 家族 467万人
加入者平均年齢 (23年度)	36.3歳	34.1歳	33.4歳 (注1)
被保険者1人当たり 標準報酬総額(年額)	370万円 (23年度)	536万円 (23年度)	650万円 (22年度)
保険料率	10.00% (25年度全国平均)	8.635% 〔25年度予算 早期集計平均〕	8.20% (国共済) (25年度平均)
同じ30万円の給料なら、 保険料額(月額)は・・・ ※労使折半前の保険料額(月額)	<u>30,000円</u>	<u>25,905円</u>	<u>24,600円</u>

出典 平成21年12月4日社会保障審議会医療保険部会資料を一部更新

平成23年9月1日社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会資料を一部抜粋

平成25年4月4日第8回社会保障制度改革国民会議資料を一部抜粋。(地共済9.36%、私学共済7.39%(いずれも25年度))

注1) 共済組合について、保険者数及び加入者数は平成23年3月末の数値であり、加入者平均年齢は平成22年度の数値である

中小企業の声

(24年度保険料引上げ時の支部評議会からの意見)

- 協会けんぽの大半が中小企業であり、現行の平均保険料率10%は限界。中小企業の経営、従業員の雇用に直接影響する。

➡ **協会けんぽの保険料は、経済、雇用の基盤そのものに影響する。**

中小企業・小規模企業への影響を懸念する意見

- これ以上の保険料率の引き上げは、事業者が破綻する状態になる。10%が限界に達していることを認識してほしい。
これ以上は事業者として負担は絶対できない。
- 不況下で企業の利益率は下がっている中、これ以上の負担増は事業主が従業員の雇止めを始めることにつながる。
- 保険料率が0.5%引き上げになると、給与を0.5%引き下げて雇うか、非正規雇用にシフトすることになる。
中小企業や加入者に係る負担が増えるばかりで、まさに中小企業いじめである。
- 多くの中小企業の現状は厳しく、賃上げもままならず、賞与についても寸志程度の支給にとどまっている。
加えて保険料を上げることについては、説明のしようもなく、経営者にとっては大変な事態である。
- 保険料の引き上げについて、一体どこまで引き上げられるか、ずるずると引き上がることはとても耐えられないし、
実態からいくと既に定期昇給分を飲み込むような状態になっていることはとても認められない。
- 保険料率が際限なく上昇し続ける状況は、将来の見通しができず、加入者にとって不安な状況である。
中小零細企業にとっては存続に関わる深刻な問題であり、欧州問題等が大きく押し掛かっている中での保険料率の引上げの更なる負担増は耐えられない。
- 先行きが見えない状況での3年連続、10%を超える大幅な引き上げは、事業主・加入者にとって負担が大きすぎる。
やむを得ない状況であることは理解できるが、保険料率の引き上げには承諾できない。

中小企業団体からの要望

新政権に望む（抜粋）

平成24年12月19日 日本商工会議所

※12月28日「安倍内閣に望む」(同内容)を提出

Ⅲ. 大胆な政策と戦略の構築により日本再生を

2. 重点化・効率化の徹底により、持続可能な社会保障制度の実現を

危機的な財政状況の一方で、現役世代や企業が負担可能な社会保障制度を確立するためには、社会保障給付を抑制せざるを得ない。社会保障制度改革国民会議において、重点化・効率化の断行を図ることが不可欠である。また、中小企業の社会保険料負担は限界に達しており、協会けんぽへの国庫補助率の法定上限(20%)への引き上げなど、負担軽減を図るべきである。

新政権に対する中小企業対策の要望（抜粋）

平成25年1月11日 全国中小企業団体中央会

Ⅲ. 平成25年度予算・税制関係について

5. 社会保障制度の見直し

社会保障制度の見直しに当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分に配慮することが必要である。また、労使折半である厚生年金、健康保険料の引上げは、中小企業の福利厚生費の増大につながり、雇用の縮小や企業活力の維持・発展を阻害する要因でもあることから、次の措置を講じて頂きたい。

(1) 厚生年金、健康保険料の引上げは行わないこと。特に、公費負担の拡充をはじめとした高齢者医療制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会に対する国庫補助率を法律の上限である20%まで引き上げること。

経済産業大臣に対する要望（抜粋）

平成25年1月 全国商工会連合会

5. 苦境に立たされている中小・小規模企業への金融・税制面等への支援

(4) 中小・小規模企業の社会保険料等負担の軽減

中小・小規模企業の多くが加入する協会けんぽの保険料率は平成21年度の8.2%から平成24年度には10.0%まで引き上げられ、加えて、電気料金の値上げやパート従業員の社会保険加入など、更なる負担増を課せられ、厳しい状況におかれています。

このため、協会けんぽへの国庫補助率を引き上げ、保険料率の上昇を抑制するとともに、社会保障制度全体を抜本的に見直し、社会保障費の負担を大幅に軽減するようお願いいたします。

社会保障制度改革推進法(抄)

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(医療保険制度)

第六条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（医療・介護分野）（案）

■医療保険制度の財政基盤の
安定化・保険料に係る国民
の負担に関わる公平の確保

- 健保組合間、健保組合と協会けんぽの間の構造的要因に着目した財政調整に踏み込むべき。
- 高齢者医療の拠出金について、総報酬割を導入すべき。被用者間で助け合うべき。
- 後期高齢者支援金の負担金に対する全面総報酬割の導入、その際に浮いた公費の投入の国保優先の実現を図る必要。

○ 後期高齢者支援金の全面報酬割と国保の都道府県化、更には所得の高い被保険者からなる国保組合への定率補助の廃止を一体的に実現すれば、被用者保険者間のみならず市町村間の保険料負担の格差の是正を図ることができることになり、保険制度を通じて「保険料負担に係る国民の負担に関する公平の確保」との『社会保障制度改革推進法』の趣旨を実現でき、消費税率引上げのタイミングにふさわしい内容の改革となる。

○ 後期高齢者支援金の総報酬割の導入については、浮くとされる国庫負担分を国債残高圧縮への充当（＝将来世代へのツケの先送りの抑制）に使うべきとの意見に加え、協会けんぽの国庫補助率20%の引上げに使うべきとの意見や、前期高齢者の給付費に充当することによって被用者保険全体の負担軽減を図るべきとの意見など、様々な意見があることも踏まえ、浮いた財源の使途も含めて、検討すべき。

- 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的。

社会保障審議会医療保険部会における主な議論（抜粋）

平成 25 年 5 月 29 日
社会保障審議会医療保険部会

- この資料は、平成25年4月22日の第10回社会保障制度改革国民会議提出資料「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（医療・介護分野）（案）」の項目に沿って、同年 5 月 10 日及び 16 日の社会保障審議会医療保険部会における主な議論を整理したもの。

■基本的な考え方

- 日本の医療保険制度を守る視点から、全体のビジョンを示すような議論をしてほしい。
- （中略）
- 国民健康保険の都道府県単位化や後期高齢者医療制度の負担面での全面総報酬割の導入という局所的な議論のまま、医療、介護に関する議論が一巡したと整理されたことについては極めて残念。

（中略）

■医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民の負担に関わる公平の確保

【被用者保険の課題】

（中略）

- 全面総報酬割の導入は、被用者保険内の負担の公平性を実現するためであって、国民健康保険の財源を捻出することではない。総報酬割導入で財源が浮くということであれば、被用者保険グループ内の負担の調整によるものであり、協会けんぽの財政基盤の強化など、被用者保険の負担を軽減するというのが筋。
- 後期高齢者支援金への全面的な総報酬割の導入自体は賛成だが、それによって生じた財源は被用者保険の財政基盤の強化、とりわけ協会けんぽの財政基盤の強化に充てるべき。
- 総報酬割によって浮いた国庫負担分をそのまま国保の支援に回すことには反対。協会けんぽの国庫補助率を20%にするための財源にするなど、被用者保険で出たものは、被用者保険で使うべき。
- 全面総報酬割導入で生じた財源は、被用者保険グループ内の負担の調整によって生じた財源であるため、協会けんぽの財政基盤の強化など、被用者保険の負担を軽減することが筋であって、国保の財政支援のための総報酬割りの導入というのは筋違い。その上で優先すべきは、被用者保険の最後の受け皿機能を守るために、協会けんぽに対する国庫補助割合の20%の引上げなどについて道筋をつけること。

協会けんぽの財政基盤を強化するための緊急要請

昨年度末で切れてしまった協会けんぽに対する財政特例措置をさらに2年間延長すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が本日成立しました。この改正により、平成25、26年度の2か年の間は、現在の協会けんぽの平均保険料率10%を維持することができる見通しとなり、平成20年の協会設立以降、毎年保険料率を大幅に引き上げてきた流れをようやく止めることができました。関係者の皆さまに御礼申し上げます。

しかし、今回の改正は、現行の特例措置を2年間延長するという当面の対応であり、協会けんぽの赤字財政構造は何ら変わっていません。現在の財政構造のままでは、平成27年度には再び累積赤字に転落し、29年度には2兆円規模の累積赤字に至る見通しです。協会けんぽの財政が再び累積赤字となる平成27年度までの2年の間に、協会けんぽをはじめ被用者保険全体の持続可能性を維持するための制度改革の実現が何としても必要です。協会けんぽの加入者の大半は中小企業であり、協会けんぽの財政問題は中小企業の経営、従業員の雇用、生活に直結します。

協会けんぽは、一保険者を越えた、被用者保険の最後の受け皿としての機能を担っており、協会けんぽの破綻は、被用者保険の破綻、国民皆保険の破綻に繋がるものであります。現在、社会保障制度改革国民会議において今後の社会保障制度の在り方が議論されていますが、医療保険制度の持続可能性を維持するに当たり優先すべきは、協会けんぽの財政基盤の強化であり、今、まさに、その実現に向けた具体的方向性が示されることが必要です。

協会けんぽの財政基盤の強化のために、協会けんぽに対する国庫補助割合を健康保険法本則が定める上限20%まで引き上げるとともに、既に限界にある現役世代の負担を軽減するために、公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療の負担の在り方の見直し、医療費の支出面に着目した制度改革の実現が急務です。

協会けんぽとしては、国及び政府に対して、一刻も早く、これら制度全体の見直しの実現を強く望みます。

平成25年5月24日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

平成 25 年 5 月 24 日

社会保障審議会医療保険部会
部会長 遠藤 久夫 殿

社会保障審議会医療保険部会委員
小林 剛
白川 修二
菅家 功
森 千年
山下 一平

社会保障制度改革国民会議の議論について

社会保障制度改革推進法・第 2 条(基本的な考え方)においては、「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定している。

また、第 6 条(医療保険制度)においては、「財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること」とされ、さらに、「今後の高齢者医療制度については、(中略)社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること」としている。

しかしながら、4 月 22 日に公表された「国民会議における議論の整理(医療・介護)案」によれば、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入による国庫補助削減分を国民健康保険の財源対策に流用する等、短期的な弥縫策などに議論が矮小化され、推進法の趣旨に沿った持続可能な制度への道筋、すなわち、現役世代が減少するなかで如何に高齢者医療・介護制度を支えるのかという将来像が示されていない。

国民会議には 8 月 21 日の設置期限が定められており、残された時間は少ない。今後は、特に下記の点に関する論議をさらに深め、将来にわたって持続可能な制度の実現に向けた改革の提示につなげるよう切に要望する。

記

- 現役世代に過度に依存する制度を見直す方向で議論すべきである。具体的には、今後も増大する被用者保険の高齢者医療への拠出金負担を軽減するため、高齢者医療制度への公費投入を拡充する方向でとりまとめるべきである。
- 上記負担構造の改革に要する財源としては、消費税の税率引き上げ分を活用、充当すべきである。併せて、高齢者の負担のあり方の見直しや医療費の重点化・効率化

に向けた種々の施策を着実に実行し、保険料負担の増大を抑制することによって、制度の持続性を図っていくべきである。

- 医療費の増加が避けられない中、医療費の効率化を進める保険者の役割はますます重要になる。今後とも、国民健康保険と被用者保険が共存し、地域と職域、それぞれの加入者特性に応じた保険者機能を発揮する制度体系を維持すべきである。

平成25年5月21日 参議院 厚生労働委員会

○櫻井充委員(民主) (中略) 中小企業が今いかに厳しいかということは、これは大臣よく御案内のことだと思うんですね。ましてや、アベノミクスで急激な円安になって、輸入物価が上がって、コストプッシュ型のインフレになって、中小企業は物すごく苦勞しているわけです。これ、だって、価格転嫁できませんからね。価格転嫁できない中で、社会保険料の負担だけは、年金も上がりますよね、今度また協会けんぽが上がっていくとなれば、これは大変なことなんです。この保険料が払えなくて破綻する企業も出てくること、これは確実でしてね。そういう意味合いでいうと、だからこそ私は、保険料率、これで本当にいいんですかということを申し上げているんです。

共済だって、まだ八%超えていないんですよ。超えていましたっけ、まだ超えていなかったと思いますが。組合健保も、これはばらつきがあります。相当ばらつきがあります。しかし、こういったところの財政調整を行ってくと、協会けんぽの保険料率をいたずらに上げる必要性はなくなるわけです。少なくとも、国保を除けば、これからの医療保険制度を持続可能にできるかどうかというのは、協会けんぽがきちんと維持できるかどうかということに懸かっていると思っていますよ。

まず、この点についての認識をお伺いしておきたいんですが、協会けんぽそのものがきちんと維持運営できるようにしていくと、これが極めて大切なことだと思いますが、まず、大臣、その点についていかがですか。

○田村厚生労働大臣 協会けんぽが、これは被用者保険の中においては受皿になっていただくわけでありまして、ここに中小零細企業の保険という形で公的保険をお守りいただいているところでございますから、これからもここが維持できていかなければ国民皆保険というものが成り立たない。ましてや、全て国民健康保険というわけにはいきませんから、そういう意味からいたしますと、持続可能であるために、保険料率の上昇というものに対して我々はやはり一定の注意を払いながら政策を運営していかなきゃならないと、このような認識を持っております。

○武見敬三委員(自民) (中略) この今までのこの医療保険制度の改革の仕方というのは、やはり極めてインクリメンタルな、段階的な、対症療法的な改革を組み合わせながら何とか持続可能性を確保してきたというのが現状ですが、私はもうそろそろこのやり方には限界が来ていると。したがって、今回の特例措置がその効力を失う平成二十七年度からはかなり抜本的なこうした医療保険制度の改革についての方針を打ち出さなければならぬ時期に入っているというふうに考えるわけでありまして、この点についての大臣の御認識を伺いたいと思います。

○田村厚生労働大臣 おっしゃられますとおり、二年間のこれは暫定措置でございまして、二年間後には、この措置を講じていたとしても、仮に、一〇%を超えていくわけでありまして。

今、櫻井委員からもお話があったわけでありまして、そもそも一三%という暫定措置を一六・四に引き上げた、とんでもないと、元々は一六が下限で二〇が上限の中で政令で決めるべきであったという話でございまして、その下限に戻したんだというようなお話でございまして、そのとおりであるわけでありまして、それだけの措置ではなかなか対応できていかない中で、じゃどういような形を取っていくか、当然財源が要る話でございまして。

一方で、総報酬割を三分の一導入はいたしておりますけれども、これを全面的に導入しろというお声もある反面、実際問題、まあ政府の肩代わりは勘弁してくれと、それよりも抜本的に、例えば前期高齢者医療制度の方に公費を入れる中において安定的な高齢者医療保険制度を構築してほしい、まさに団塊の世代がそこに入ってきておるわけでございますから、そういうようなお声もいただいております。また、各般の御議論を今国民会議等々でいただきながら、もちろん三党協議の御議論もあろうと思っておりますけれども、二年後、しっかりとこの協会けんぽが持続可能であるがためのいろんな政策をこれから構築してまいりたい、このように思っております。

○田村智子委員(共産) (中略) 本法案は、これまで議論あったとおり、協会けんぽの保険料率が一〇%を超えて上昇することのないようにと、国庫補助率の特例措置を二年間延長するという中身が含まれています。協会けんぽは中小企業が多く加入していて、労働者の社会保険料の負担の軽減策必要ですから、私たちもこれは最低限必要な措置だと考えます。

しかし、この間、やはり労働者の標準報酬月額が下がり続けて協会けんぽの財政は大変厳しくなっていて、活用可能となった準備金が三年後に枯渇をいたしますと、保険料が大幅に上がるということが今からもう既に危惧がされているわけです。そうすると、二年間の取りあえずの措置だけでなく、より根本的な対策がこれもう今から必要だとするに思いますが、どのように検討されているのでしょうか。

○田村厚生労働大臣 もうおっしゃられますとおりでございます、標準報酬月額が上がらない、下がるという状況の中で、保険料収入自体がしっかり増えてこない。そこで、料率を上げざるを得ないという悪循環にはまってきたわけであります。

一つは、景気を良くしてやはり給与、所得をしっかり増やす中において保険料収入も増えていくという形、これを何としてもつくらなさいいけないというふうに思っております。しかし、そうであったとしても、やはりこの高齢化社会の中において、それぞれ後期高齢者に対する支援金等々の負担も増えてきておるわけでございますから、構造的にどう考えるかということを考えれば、これは今委員がおっしゃられましたとおり、もう二年後、二年後、この後どうするんだということは、これ待ったなしの状況でございますから、これ今、国民会議等々でも御議論いただいておりますが、早急に結論を得る中において、二年後に対しての制度設計というものをつくってまいりたい、このように考えております。

○田村智子委員(共産) (中略) 本来、この法律に基づいても協会けんぽへの国庫補助率は、まあ一六%は元々本則だという議論が先ほどもありましたけれども、本則は一六から二〇%としているわけで、この二〇%はどこへ行ってしまったんだろうかと。やはりその協会けんぽの現状を考えますと、本則の二〇%、これだけで根本的な解決にはならないですが、せめて二〇%への引上げということがやっぱり検討されてしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村厚生労働大臣 二〇%、本則は一六・四%から二〇%の範囲でありますけれども、上限という意味からすれば二〇%ということになろうかと思えます。もちろん、二〇%、本則の上限まで上げられれば、それはかなり協会けんぽの財政の方は一服は付けるわけでありまして、一方で、そうすると、二千億円からの財源をどうするんだという、かなり巨額な財政の問題、財源の問題になってくるわけでありまして、そのところも含めて、今、国民会議等々でも御議論もいただきながら、三党協議も含めて、一つの一定の方向性というものをお出しをいただくべく御努力をいただいております。

いずれにしても、このような形で国庫補助率の上限までこれを引き上げるのか、若しくはほかの方法を考えるのかも含めて、この協会けんぽというものの、これは被用者保険の中においてはセーフティーネットであるわけですので、この協会けんぽが持続可能であるということは大変重要なことでございますので、そのような制度設計に向かって頑張っている所存でございます。

医療保険制度改革に対する協会けんぽの意見

- 社会保障制度改革推進法の「基本的な考え方」にあるとおり、税金や社会保険料を主に負担している現役世代の立場に立った、持続可能な制度を実現すべき。

→ 具体的には、

- ・現役世代全体の負担の緩和、世代間の負担の公平性の確保
- ・現役世代の中での負担の公平性の確保

の視点に立って改革を進めていくべき。

→ 当然、医療費の支出面に着目した、制度の見直しも必要。

- その上で、中小企業の加入者が多い協会けんぽについては、以下の事項について、国は、具体的方向性を示すべき。

①被用者保険の最後の受け皿機能を今後とも持続可能なものとするために財政基盤の安定化

②中小企業の従業員、事業主の負担の緩和

③被用者保険間の保険料負担の公平性の確保

- これらの改革の実現のために、税・社会保障一体改革に伴う消費税引き上げによる増収分は、中小企業の加入者の医療の保障に重点的に配分すべき。

当面講ずべき措置

1 協会けんぽへの国庫補助割合の引上げ (現行16.4% ⇒ 法律本則の上限20%)

2 高齢者医療制度の見直し

- ・高齢者医療の公費負担拡充
(後期高齢者医療制度(47%→50%)、前期高齢者への導入)
- ・高齢者医療を支える現役世代の負担を、頭割から支払い能力に応じた負担に変更 (全面総報酬割)
- ・高齢者にも応分の負担(70～74歳の高齢者の窓口負担割合を1割から2割に)

（ 参 考 ）

25年度の都道府県単位保険料率

○ 全国平均保険料率は10.00%であるが、都道府県ごとに異なる。

○ 最高は佐賀の10.16%、最低は長野の9.85%。

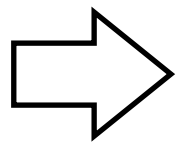
北海道	10.12%	石川県	10.03%	岡山県	10.06%
青森県	10.00%	福井県	10.02%	広島県	10.03%
岩手県	9.93%	山梨県	9.94%	山口県	10.03%
宮城県	10.01%	長野県	9.85%	徳島県	10.08%
秋田県	10.02%	岐阜県	9.99%	香川県	10.09%
山形県	9.96%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.96%	愛知県	9.97%	高知県	10.04%
茨城県	9.93%	三重県	9.94%	福岡県	10.12%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.16%
群馬県	9.95%	京都府	9.98%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.94%	大阪府	10.06%	熊本県	10.07%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.00%	大分県	10.08%
東京都	9.97%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.01%
神奈川県	9.98%	和歌山県	10.02%	鹿児島県	10.03%
新潟県	9.90%	鳥取県	9.98%	沖縄県	10.03%
富山県	9.93%	島根県	10.00%		

署名活動

協会けんぽ加入者、事業主の保険料負担を軽減するため、内閣総理大臣に対して署名活動を実施

【要請事項】

- 一、協会に対する国庫補助金の補助率を法律上の上限である20%（現在16.4%）に引き上げること。
- 一、公費負担の拡充をはじめとして、高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。



総数： 3, 202, 831筆

※平成24年11月6日に全国大会を開催し、同日、政府に対して署名提出

協会けんぽは、加入者・事業主の協力をいただきながら、
医療費適正化に努めています。

ジェネリック医薬品の使用促進

【協会】

服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知しています。

【加入者】

当協会からの通知を受け取った4人に1人がジェネリック医薬品に切り替えています。

切り替えによる医療費の軽減額は、
4年間の累計で約174億円(推計)です。

【協会】

加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に確認しています。平成25年度も扶養家族の再確認業務を行っています。

【加入者・事業主】

平成24年度は約35億円の削減ができました。

扶養家族の再確認

レセプト点検・経費削減

【協会】

◆ 医療機関から誤った保険請求がなされていないかを点検しています。
効果額 約309億円(24年度実績)

◆ 事務経費の削減に取り組んでいます。
効果額 約18億円(対23年度予算比)

【協会】

審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

【加入者】

軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」を避け、地域の救急電話相談を利用するよう呼びかけています。

日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・怪我では、健康保険が使えないことをお伝えしています。

健康保険の正しい利用の促進

保険料率の上昇を抑制するために

【協会】

加入者の健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

【加入者・事業主】

病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事などによる、健康の保持、増進を促進しています。

定期健診・保健指導